

舞鶴市の企業立地優遇制度の御案内

(平成29年4月1日 一部改正)

対象業種		製造業その他市長が定める業種		
要件		<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) ^{※1}投下固定資産額等：1億円以上 (市内既存企業は5,000万円以上)</p> <p>(2) ^{※2}新規地元雇用者数：3人以上</p>		<p>新設のほか、既存工場内での設備の増設や、既存敷地での建屋増設等も対象です。</p>
補助額	働く場の創出補助金	操業初年度	<p>新規地元雇用者数の区分に応じ、それぞれ定める補助基準額を乗じた額</p> <p>(1) 新規地元雇用者数：6人未満 新規地元雇用者数×60万円</p> <p>(2) 新規地元雇用者数：6人以上10人未満 新規地元雇用者数×80万円</p> <p>(3) 新規地元雇用者数：10人以上 新規地元雇用者数×100万円</p>	<p>左の人数のうち、新規地元雇用者の年収が100万円未満の場合の補助基準額は、それぞれ年収に以下の割合を乗じた額となります。</p> <p>(1) 3/10</p> <p>(2) 4/10</p> <p>(3) 5/10</p>
		第2・第3年度	<p>操業2年目、3年目は、それぞれ前年と比較した場合の純増者数に、上記区分による補助基準額を乗じた額を交付します。</p> <p>ただし、第2年度で純減となった場合は、第3年度は操業初年度と比較します。</p>	
	企業立地補助金	投下固定資産額等の総額の区分に応じ、それぞれ定める補助率を乗じた額		
		加算分	<p>用地取得を伴う場合は、取得価格の区分に応じ、それぞれ定める率を上記補助率に加算します。</p> <p>(1) 1億円以上5億円未満 :2%</p> <p>(2) 5億円以上10億円未満 :3%</p> <p>(3) 10億円以上20億円未満 :4%</p> <p>(4) 20億円以上 :5%</p>	
補助限度額		総額5億円		

※1 投下固定資産額等とは、建物、構築物、機械設備、車両、用地造成等に要した費用をいいます。

※2 新規地元雇用者とは、立地認定後操業時まで新たに雇用された者で、舞鶴市内に住所を有するものをいいます。

ただし、操業初年度に限り、立地・操業のために市外から舞鶴市に異動した従業員(住民票の異動を伴う場合に限る。)を算定の対象とします(第2・第3年度の純増数の算定には含みません。)